

(お知らせ)

福島第二原子力発電所における時間外労働等に関する
富岡労働基準監督署への是正結果報告について

2023年7月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

当所は、2023年5月9日、富岡労働基準監督署（以下、「富岡労基」）から当所所員10名の時間外労働等に関する是正勧告書を受領いたしました。

本件について、富岡労基からは2023年7月14日までの改善措置完了を求められております。
(2023年5月10日お知らせ済み)

当所は是正勧告を受け、「勤務予定管理システム（アプリ）」を活用した労働時間の把握、日々の労働時間管理徹底の指示、特別条項を適用して限度時間を超える労働を行う場合の運用について、周知徹底の実施等の対策を取りまとめ、本日、富岡労基へ報告しましたのでお知らせいたします。

全社を挙げて働き方改革を進めている中で、適切な労働時間管理ができていなかったことについて、大変重く受け止めております。当所は、改めて法令を遵守するとともに、所員の健康と安全の確保に一層努めてまいります。

以上

<参考：是正勧告の内容>

- ・労働者10名に係る令和2年5月1日から令和4年12月31日までの時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。
- ・特別条項を適用して限度時間を超える労働を行う場合において、所定の手続きを経ることなく、限度時間を超えて労働時間を延長していること。

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）